

第129回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成27年12月7日(月)

招集場所 米子市役所 401会議室

開 会 午後1時30分

出席委員 1番 佐々木 知俊委員 2番 田口 正廣委員 3番 高橋 敦美委員 4番 田邊 雄一委員
5番 遠藤 泰三委員 6番 安田 浩史委員 7番 生田 英夫委員 8番 大縄 敬次委員
9番 仲本 悟委員 10番 伊塚 定弘委員 11番 泉 新一委員 12番 大東 清彦委員
13番 林原 成子委員 14番 森田 正敏委員 15番 中本 公平委員 16番 足立 寛隆委員
17番 松林 貢委員(部会長)

欠 席 なし

事務局 高西会長 田村事務局長 宅和係長 山本主任 長谷川主任

日 程 1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

エ 第41号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第42号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時46分

議長（松林委員）

そうしましたら若干早いようですが、ただいまより現地調査に引き続きまして、第129回農地部会を開催させていただきます。そういたしますと、最初に、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号10番の伊塚定弘さんと、議席番号11番の泉新一さんをお願いしたいと思います。また、本日の欠席はございません。

それでは審議に入ります。初めに、3ページ、議案第38号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので審議を求めます。

4ページ、番号28と番号29の富益町について、関連しますので一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号28・29の富益町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、規模拡大のため、売買により取得し

ようするものです。取得後の経営面積は、番号28、番号29を足して125aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松林委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

16番（足立委員）

はい。それでは説明をいたします。規模を拡大のため、農地1,805㎡を売買により取得しようとするものであります。番号28は719㎡、番号29は1,186㎡であります。地域との調和は非常によろしいと思います。両方とも優良農地となっていましたし、これを改善することによって、他の畑とうまく調和が取れるようになりそうであります。許可要件については特に問題ないと思われるので、よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからご説明いただきました。何かご意見はございませんか。

5番（遠藤委員）

ちょっと聞いてみるけどな、隣接地のような感じがしますけども、土地単価㎡が10倍も違うんですか。

事務局（山本主任）

失礼します。番号29ですけども、おじいさんの代に当時、売買で農地を買う約束をしていたようで、既にお金を払っている、それで現在の金額でということ聞いています。

議長（松林委員）

いいですか。そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号30の古市について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号30の古市について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、自宅の裏にある農地を相手方の要望もあり、

売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は87aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松林委員）

これは地元が私ですので、ご説明させていただきます。現地を確認しましたが、柿の木、梅の木等が生えております畑でして、今説明がありましたように、譲受人の家の隣でして、高齢でありますので、売買ということとなっておりますので、現地等を確認しましたが、異議ありませんのでよろしくお願いします。

そうしましたら、今、事務局と地元から説明をいたしましたけど、何か質問ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

そうしますとないということですので、採決をしたいと思えます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号31と番号32の古豊千について関連しますので、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号31・32の古豊千について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人が高齢のため、息子夫婦になる譲受人が、贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は294aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松林委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

4番（田邊委員）

今あの説明してもらったとおりですけども、この譲渡人が、これお父さんですけども、高齢のために息子夫婦に贈与したいということで、出ております。で、特に要件につきましては問題ないと思えますので、よろしくお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がありました。これにつきまして何か質問等がございませんでしょうか。

高西会長

これは若い人の息子夫婦のどちらにも分けられるのか。

4 番（田邊委員）

どちらにもです。まあお父さんも婿さんですけんね。

議長（松林委員）

そういたしましたら他に質問がないようですので、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、5 ページ、議案第 39 号をお願いいたします。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見具申について 下記申請について、農地法施行令第 7 条第 2 項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。6 ページ、番号 6 の上新印について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4 番（田邊委員）

これは最後に見てもらったところですけども、申請者は議案のとおりです。太陽光発電施設の申請地というのは上新印の田畑が 1,106 m²です。申請人はこの売電収入を見込んで、自宅の近くにある農地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。実行組合の排水同意、それから土地改良区の同意もございます。他の農地区分に該当しない農地として、第 2 種に該当すると思われれます。太陽光発電の建設につきましては、開発許可が不要であることを確認しております。転用については問題ないと思われれますのでよろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただいま番号 6 について地元委員さんから説明をいただきました。これにつきまして、ご質問等がございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようですので、異議のない方は挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、7 ページ、議案第 40 号をお願いいたします。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見具申について 下記申請について、農地法施行令第 15 条第 2 項において準用する、第 7 条第 2 項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

8 ページ、番号 5 2 の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

2 番（田口委員）

5 2 番と 5 3 番は関連しておりますが、先ほど一番最初に現地調査で見ていただいたところでございます。申請者は議案のとおりです。申請地は彦名町の畑で、面積は 9 9 2 m²です。申請者は、申請地周辺の高齢化が進んできていること、また、近くに学校や保育園が複数あることから、医療施設の必要性が増していると考え、申請地に内科病院の建設を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

申請地は、水道管と下水管が埋設されている道路の沿線の区域で 5 0 0 m 以内に 2 つ以上の学校がある農地であり、第 3 種農地に該当すると思われま

す。また、市街化調整区域の建築許可については、医療施設ということで、都市計画法第 3 4 条第 1 号に該当する見込みがあることを確認しています。転用については問題ないと思われま

すので、ご審議、よろしくお願

いいたします。議長（松林委員）
ただいま番号 5 2 について地元委員さんより説明がありました。これにつきまして、何かご質問等がございませ

んか。

（異議なしの声あり）
質問もないようですので、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたし

ます。続きまして、番号 5 3 の彦名町について、地元委員さんよりご説明をお願いいたします。

2 番（田口委員）

5 2 番と同じ場所ではありますが、申請者は議案のとおりです。申請地は彦名町の畑で面積は 1,2 8 4 m²でございます。申請地は番号 5 2 番の隣、あるいは後ろに位置しております。現地調査の説明が事務局からございましたが、これを借り受ける会社は申請地の向い側で建築業を営む中で、販売用及び工事用の資材の保管場所が必要となってきました。今回、番号 5 2 番のとおり病院の建設が計画される中で、自社の駐車場から入れる土地が残るということで、資材置場として整備することを計画されたものでございます。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が 1 0 h a 未満の農地であるため、第 2 種農地に該当すると思われま

す。転用については問題ないと思われまますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（松林委員）

ただいま番号53について地元委員さんより説明がありました。これにつきましてご意見等がございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようですので、異議のない方は、挙手でお願ひいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号54の上新印について、地元委員さんから説明をお願ひいたします。

4番（田邊委員）

この54番ですけども、先ほどの6番と関連してございまして、6番の土地の続きです。先ほど最後に見てもらいましたけども、2件に分かれていますということで、6番の場合には地主さんが本人でやられています。その54番は賃貸ということでやられています。申請者は議案のとおりです。申請地は上新印の田で、面積が1,289㎡です。申請者はこの売電収入を見込んで、申請地に太陽光発電施設の整備を計画されました。実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意、土地改良区の同意もございませます。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、第2種農地に該当すると思われまます。また、太陽光発電施設については、開発許可は不要であり、転用について問題はないと思われまますのでよろしくお願ひいたします。

議長（松林委員）

ただいま番号54につきまして説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんでしょうか。

高西会長

あの事務局にちょっとお願ひしておきませますが、先月の30日に県の農業会議の常任会議があった時に、西部よりかも中部東部が、わりと太陽光発電の案件は多いようです。今度、後で説明しませますが、大山町の20haと。みんなが良いことばかりで、まあ、まだ早いのは今から5年前くらいからですか、これから15年から20年くらいで、いつかここでわたしも言ったと思うけども、今一番懸念されているのは、20年後に終わった時に、パネルなどを速やかに撤去しないといけませんよね。なかにはこの間も出ていましたけれども、本当に終わった時に撤去するだけの資力があるかとかね。場所によっては事前にその撤去の費用を積み立ててもらって同意するというところもあるようです、その辺は申請される人に一言ちょっと話しておいてあげる必要があると思ひませます。20年後の撤去はどんな具合にされるのか、撤去

のことまで考えておられないと思います。それから前も言ったようにあんまり最近は言わないけど、メーカーによっては、うちのパネルには重金属なんて入っていないって言うけども、そんな特殊なパネルがあるわけじゃない、だいたい一緒なものでね、これには重金属もあるし、この前も話したけども、うちの集落に5,000坪ほどキンダイさん、パチンコ屋さんがメガソーラーをやっておられるけども、うちのほうは自治会としてきちんと終わったら速やかに撤去するよという覚書を交わして、他の色々なゲリラ豪雨があったり、色々なことがあった時にはどんな具合にして対応するとかという公害防止みたいなのをきちんと結んでいるんです。やっぱりそういうことを必ず結びなさい、それがないと農業委員会では審議して許可にならないということではないけども、そういうことは事務局としても、指導っていうほどではないけども、そういうことは話してあげて、指導してあげる必要はあると思います。ですので、その辺も事務局はよく勉強して、今度あればそういうことを申請者にちょっと話してあげるの大事なことだけ、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。それで重金属があったりなんかすると産業廃棄物の処分場でね、それもどこでもかしこでもというわけにはいきませんから。その処分場の許可をもらって置いて、入れてもいいところじゃないと入れられないですよ。けども普通の人はそんなこと考えないので。

4番（田邊委員）

多分、今ブームになっていて、考えていないと思うよ、そんなことは。

高西会長

まあなんでわたしがそんなことを言うかっていうことは、前にも話したと思うけども、米子は営農型の太陽光発電はないけども、このままあとから報告しますけども、何を言っても20年も先のことだけね、それでうちの集落の一番南側の大山のほうだけ、一番集落の高いところに太陽光発電があるものですので、なにかあれば色々調べて、中電に行ったり色々して、これはきちんとしておかないといけないなあと思っているけども、普通の人はなかなかそこまではされなないと思います。ですので、申請された時にそういうことを話してあげるということは大事なことだと思います。先にトラブルがあって、そういうことはないと思うけども、農業委員会に苦情を言われてもどうしようもないから、それはひとつ事務局はよろしくお願ひします。

議長（松林委員）

そうしましたら、今、会長のほうからもありましたように、参考までに意見として教えてあげると親切ということで終わりたいと思います。ということで、採決をしたいと思いますが、ご意見等ありますでしょうか。ないようですので、異議のない方は挙手をお願いいたします。全員挙手ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号55の福万について、地元委員さんよりご説明をお願いいたします。

3番（高橋委員）

3番目に現地調査をしたところで、申請地は福万の畑で面積は100㎡です。申請者は、昨年12月より隣接して、太陽光発電事業を行っておりますけども、パネル設置後おおよそ1年が経過し、年間の発電量が、予想発電量を上回り、事業が好調なことから、敷地の拡張を計画したものです。実行組合の排水同意もあります。

申請地は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当すると思われませんが、転用面積も既存の太陽光発電施設敷地面積の2分の1以下とわずかであり、許可要件を満たしていると考えます。また、太陽光発電施設については、開発許可は不要であり、転用について問題はないと思われしますのでよろしくをお願いします。

議長（松林委員）

55番について地元委員さんより説明がありました。これにつきまして何かご意見等ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご意見等ないようでございますので、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号56と番号57を一括して審議いたします。地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（生田委員）

56番と57番の議案について一括して説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は淀江町小波の畑で、宅地の面積が495㎡、進入路の面積が88㎡です。申請者は、夫婦で大山町で生活していますが、申請地に住宅の建築を計画したものです。なお、本人は結婚式場やレストランを経営されており、自分たちが作った野菜をレストランで提供したいと考え、申請地の周辺の農地で畑作も検討しているとのことです。実行組合の排水同意もあります。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われ。また、淀江町は非線引き都市計画区域であり、本件については開発許可が不要であることを確認しています。転用については問題ないと思われしますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（松林委員）

ただいま番号56と57についてご説明いただきました。これについてご質問等がございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号58の尾高について、地元委員さんからご説明をいただきたいと思います。

15番(中本委員)

58番の議案について説明します。現地には今日は行っておりませんが、申請地は議案のとおりです。尾高の畑で面積は309㎡です。申請者は、申請地の周辺で診療所や介護施設を営んでおりますが、今年の春に高齢者用の介護施設を建築したことによって、駐車場が不足し始めたわけがございます。申請地の近くまわりに駐車場の整備を企画したもので今回の申請ができました。農業用水路の放流同意もありますし、申請地は、300m以内に米子のインターチェンジがあるわけございまして、農地区分といたしましては、第3種農地に該当すると思われまます。また、駐車場にすることでございますので、開発許可は不要であり、転用については、問題はないと思われまますのでよろしくご審議をお願いします。

議長(松林委員)

ただいま番号58につきまして、地元委員さんより色々説明がありました。これにつきまして質問等がございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、10ページ、議案第41号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

今月は利用権設定が50件、所有権移転が3件ございます。それでは、利用権設定各筆明細について、13ページ番号12-1と12-2を一括して審議いたします。審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である大縄委員の退席を求めます。

(大縄委員退席)

そういたしますと、12ページ、番号12-1、12-2について事務局説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

はい。失礼いたします。番号12-1から番号12-2は再設定でございます。農業経営基盤法促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局からご説明いただきました。質問等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定いたします。

番号12-1、12-2の審議を終了しましたので、大縄委員の着席を求めます。

（大縄委員着席）

議長（松林委員）

続きまして、番号12-3から24ページ番号12-35までを一括して審議いたします。事務局説明のご説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。

13ページ番号12-3は、貸付人の希望による貸付で、設定後の経営面積は、149aとなります。

番号12-4からは、借受人の希望による貸付でございます。

14ページ番号12-5は、再設定でございます。

番号12-6から12-7は、借受人の希望による貸付でございます。

15ページ番号12-8から12-9は、再設定でございます。

番号12-10から番号12-12は、借受人の希望による貸付でございます。

16ページ番号12-13は、再設定でございます。

番号12-14は、借受人の希望による貸付でございます。

番号12-15は、再設定でございます。

番号12-4から番号12-15併せまして、設定後の経営面積は、651aとなります。

番号12-16は、再設定でございます。

17ページ番号12-17は、貸付人の希望による貸付で、設定後の経営面積は、1,094aとなります。

番号12-18から19ページ番号12-24は、再設定でございます。

番号12-25は、貸付人の希望による貸付で、設定後の経営面積は、155aとなります。

番号12-26は、再設定でございます。

番号12-27は、農地法3条での貸し借り期間満了の為、利用権設定で借り直すものであり、設定後の経営面積は、89aとなります。

続いて21ページ番号12-28は、再設定でございます。

番号12-29でございますが、申し訳ありませんが、議案の訂正をお願いしたいと思います。〇〇さんの議案になりますけども、一番下の淀江町本宮〇〇原野499㎡というのがございますが、これは事務局のミスで載せるべきものでないものを載せておりましたので、削除をお願いします。件数8件から7件に件数を訂正をお願いします。合計面積ですが、11,509㎡から11,010㎡にご訂正をお願いします。

説明いたします。番号12-29は、農地法3条での貸し借り期間満了の為、利用権設定で借り直すものであり、設定後の経営面積は、110aとなります。

続きまして22ページになります。22ページ番号12-30は、貸付人の希望による貸付で、設定後の経営面積は、設定後の経営面積は、130aとなります。

番号12-31は、農地法3条での貸し借り期間が満了した為、利用権設定で借り直すものであり、設定後の経営面積は、154aとなります。

続いて23ページ、番号12-32は、貸付人の希望による貸付で、設定後の経営面積は、119aとなります。

番号12-33は、再設定でございます。

続きまして24ページ、番号12-34は、農地法3条での貸し借り期間が満了した為、利用権設定で借り直すものであり、設定後の経営面積は、110aとなります。

番号12-35は、再設定でございます。

以上、番号12-3から番号12-35までは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

そうしましたら今、12-35までご説明いただきましたが、この件につきまして、何かご質問等ありませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので、採決をしたいと思えます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。

続きまして、24ページ 番号12-36を審議いたします。事務局説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。番号12-36について説明します。この案件は農地に牛舎及び飼料置場を設置する目的で、鳥取県担い手育成機構から土地を借り受けるものでございます。3年後には借受人が当機構から当該土地を売買により取得する予定でございます。この事業計画といたしましては、和牛を現在、15頭飼育されておりますが、これを35頭に増頭するために牛舎の設置を行うものでございます。設置をする牛舎の床につきましては、コンクリート敷きにしておがくずを敷くことによって、牛の糞尿をおがくずに吸着させ、おがくずごと別の堆肥舎に運び、堆肥化すること、また、牛や牛舎の洗浄を敷地内で行わない、牛を敷地内で放牧しないという計画であり、周辺から臭い等の苦情が出ないように計画をされています。また関係法令を確認しましたが、計画上、抵触しないことを確認しております。また、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、水利組合の同意、土地改良区の同意も出ております。開発許可につきましても農業用施設の為、不要でございます。

以上のことから農地転用の許可基準にも適合すると考えられ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（松林委員）

今日、最後の淀江で外に出て現地確認した場所でございます。今事務局からの説明がありましたが、これについて何かご質問等がありましたら。

14 番（森田委員）

今、事務局の説明がありましたけれども、この件について、自治会へ何の説明もないと。それから実行組合の同意と言われますけども、本人さんが実行組合長だったわけで、自分で判を押しているということを聞いています。

高西会長

わたしも、ちょっと補足しますけれども、本来なら、皆さん大半の人は分かっていないと思うけども、牛はね、10頭以上飼ったり、豚は100頭以上飼ったら、規制にかかります。それはどういうことかという、産廃に掛かるわけですね。例えば10頭以上だったら、牛は浄化槽を作れとかね、まあ色々あって、うちの集落でもそういう問題がある認定農業者の方がおられて、県に相談して2回ほど、まあ罰則もあるわけですけども、これは違反した内容によって違いますけども、法人なら最高1億、個人なら最高1,000万です。罰金がね。それでこれ申請が出ているやつはね、排水は出さんっていうわけですね。雨水は別ですけども、それから堆肥もですね、木のチップみたいなものだと思うんですけども、敷いて、それに糞尿を吸い込ませるっていうのはおかしいけども、定期的に出すということで、床はコンクリートも張るけども、水で洗浄するようなことをしないと、そういう汚水の排水はないというわけです。それから運動は別な場所ですというわけです。牛の運動はね。あそこでさせずに。それに堆肥もですね、まあ分かん人もあるかもしれませんが、以前みたいにわたしたちの若い時みたいにですね、田んぼや畑に野積みっていうことはできないのです。堆肥舎を作って、そこでよく寝させ、腐敗っていうか分解させて、そうすれば臭いも何も出んわけですけども、そうすれば仮に野積みをすればですね、きちんと堆肥の下にも防水シートを敷いて、そうして上からもきちんと防水シートをして、堆肥に雨水等が入らんようにして、臭いも出ないようにしなさいということになっているわけです。この森田さんという方の申請で見ると、そういうものは出さんというわけですね。そうしますと、県にも相談をしてですね、あれはいつだったかな、農林課との打ち合わせは。

事務局長（宅和係長）

12月の1日だったと思います。

高西会長

それで、県の環境生活課に聞いてこういうことではどうだろうかと、大丈夫かということを知っていて、それは何の規制もないということを知っているわけですね。ですから農業委員会であげだ、こげだということができないようです。ただ地元の自治会の同意を、ということをお願いしてあって、さっき森田さんが言われたように、本人さんが実行組合長ですので、自分が判を押してするということは誤解があ

っていけんということで、実行組合だか自治会だかで、説明をして同意をもらうということで、同意をもらったということを聞いておりますけども。森田さんはどこ、高井谷ですか。誰から聞きなつた、もらっていないって。

1 4 番（森田委員）

中西尾の自治会長から聞きました。

高西会長

それはいつ頃かな。

1 4 番（森田委員）

この間、土曜日の5日。9日の日に中西尾の自治会の臨時総会があると。そこでまあどうなるのかは分かりません。

高西会長

どげになったかは分かりませんか？

1 4 番（森田委員）

だからそこで、9日の日に臨時総会があります。

高西会長

この間、その1日の時には淀江の池口稔委員にも同席してもらって、そしたら池口くんは今晚だと言っていたが、ということは違っていたかもしれません。だけでもここでは、そういうことではいけませんということが言えないですが。それから森田さんもそういうことを聞いておられれば、違反があるから、事前に事務局にでもちょっと情報を言われるっていうことは大事なことです。今日ここではなく。そのために事前に事務局があるわけですので。これ大事なことです。今後は気をつけてもらって、そうして、なんでもかんでもいけんじゃなしと、農家の人計画されれば、それは法的にいけないこと、規制に引っ掛かることはいけないけども、どんな具合にしてその人が営農されるのにうまくこといかっていうことを考えてあげることも、農業委員としては大事なことだと思いますので。その辺は今後そういうことがあったら、気がついたことは事前に教えていただいて、事務局はちょっと様子を聞いてみておいてください。それは本人さんに聞く前に自治会長に聞くのがいいと思いますので。

4 番（田邊委員）

それとね、今、床も掃除しないということだが。現実問題ね、そういうことはできるかな、床を掃除せんなんてことは。

高西会長

そこです。それで県も今の段階では、それは許可にならないとか言うことにはならんというわけです。ですので今日も現場で田邊さんに話したけれども、事務局としても、地元の委員さんはまあ最初の頃はそんなことないと思うけども、年が経てばそういうことがあるので、よくパトロールしてチェックしてもらわないけんと思います。

4番（田邊委員）

定期的にやっぱりね、見てもらわんとこれは忘れた頃にそういうことは多分せんといけんと思います。床を掃除せんなんてことは。ちょっと見て欲しいなと思って。

高西会長

わたしたちは子どもの頃に各農家に牛一頭や二頭をね、飼っていた場合は、牛舎の底にね、コンクリートを張るときは、牛舎の隅に溜め枘みたいなものをしてね、そうして牛の尿が溜まればそれを出して畑にまくとか。それから、それが無い素堀りのときの牛舎の場合は、糞は別として敷き藁すると、尿は浸透してしまうものですので、そういうことはなかったけども、木の皮がよく分らんがそれをして、最初はいいけども、年が経つとやっぱり水で洗淨しないといけんと思います。だけどそれは今の段階では計画書の中でそんな具合にするっていうことになれば、それに想像でするわけにならないので、今後きちんとその辺は特に地元委員さんは注意を払ってですね、事務局も定期的にな、チェックするってことは大事なことだと思います。

2番（田口委員）

ちょっといいですか。森田さんが言いなるのは地元の同意がないということをおられるわけですか。

高西会長

そうです。いや、同意がないということではなく。

2番（田口委員）

同意がなくても通るのですか。

高西会長

通るわけだ。

14番（森田委員）

けども、自治会に正式に説明がなくて、自治会自体がもう困っているんですよ。

高西会長

いや、これはね。許可は地元の自治会なり実行組合の同意がないといけないというものじゃないので。

2番（田口委員）

それだったら始めからそげって、そんな同意を取るなんてことしなっても良かったのに。

高西会長

けどもそこは〇〇さんが、これは実際問題ね、問題が起きるのはね、まあわたしも自治会で経験があつてね、県に来させて2回も本人さんに文書で特に指導して、最後には罰金はこげだあげだということなんですけども、まず臭いが出ますので。

4番（田邊委員）

同意を取っておかないとね、これやっぱり揉めますので。

高西会長

そう、同意がなくてもいいけども、先のトラブルを防ぐために。

議長（松林委員）

管理しましたっていう誓約書じゃないけど、そういう書き物はひとつ条件的なもので、出してもらうということでしょう。

高西会長

要するに〇〇さんもその地元に説明をして同意をもらうということは、そういうことを懸念されたから言われたと思うのです。こっちからね、地元の自治会なり実行組合の同意書ももらって、添付してくださいというものでもないですしね。

16番（足立委員）

すいません。私はね、今日あそこを見せてもらってびっくりしたんですけども、牛を飼うってということだけども、まずその飼うための環境、今、色んなことを言われますけども、それが本当にうまく出来て貸せるのか、そのまま〇〇さんは貸せるのか、その〇〇さんまた色んなことをされて貸せるのか、どっちなんですか。

高西会長

今の現状で担い手機構は〇〇さんに貸せると思うですわ。現状で。

16番（足立委員）

やっぱり会長も説明されましたけども、問題は必ず出てくるのですか。

高西会長

出てくる。

16番（足立委員）

まずこれを解決しないと、時代が違いますから、やるのならどうぞやりましょうということになっていかないといけないと思います。

高西会長

それね、色々なことをしたので、わたしが県に生活環境課に相談しなさいと。それで県から指導を受けたことでやれると。

16番（足立委員）

なら、そういうことを一度、県は指導しているわけですね。

高西会長

で、こっちがね、こういうことだがどうだろうって指導を受けたので、こうなったわけです。ですので、いけないっていうことはできません。それは今まで色々な会長さんがいたけど、ここまでされる人はないと思う。わたしだけん、したと思う。あんな言い方したらいけないけど。わたしは経験しているので、万が一ね、なんでこんなことを許可したのかということをおね、農業委員会に苦情を言ってこられて説明ができませんよということじゃ困るので、それでまず県に来て指導を受けたほうがいいと。それで農林課もしたようで、それから池口委員もそういうことを言われていたものですから、池口さんにも同席してもらって、そうして色々なことを聞いて、こういうことですよということで、それでさっきもあったけども、12月の1日に。それで、今晚に自治会を開いて説明して、同意書をもらう予定だけんということで、それでということで大丈夫かなと言った時に、もともとハウスはね、今のハウスは、〇〇さんといわれて、よく〇〇だとかって行って、書のうまい書道家の人がおられる人の持ち物で、今まではバラを作っておられたですけども、ずっとやっておられたのですが、担い手機構に出されて、担い手機構が〇〇氏に話をしたと思うのです。まあわたしは、〇〇さんっていうのですかな、あの人がおられるのなら、きちんと自治会の同意を多分取られるだろうなという具合には見て、まあ池口くんもそんなようなことが農林課の山本課長にも先では今出たようなことは懸念されるから十分パトロールして、点検しておかなければいけないよということで、何かあった時は農業委員会や米子市がこんなことを言うようなことではないですから、必ず県の生活環境課に行って、そこから調査をし、越権行為のないように、県にきちんと相談

をして、県に見させてそうしてするようにきちんと話をしました。

議長（松林委員）

そしたら今ね、色々な心配をして、皆さん意見を言われて、その許可をやめるとかじゃなしとに、会長が言われたように自由なことですけん、先々のことを考えて、意見が色々出ているわけですが、それから今、自治会の同意書を取るということも、前向きな姿勢を見せておられますから、それが実行されるかどうかは別として、若干そういう懸念があれば、本人さんにも誓約書じゃないけども住民の方には迷惑は掛けませんと、一言自分がそういう思いがあるということ、なにか意思表示的なものをもらわれておかれたほうが、生活環境部でも農林課でも農業委員会でも、逆にいったら責任を持たせて、責任を取るという姿勢的なもので、そういう形のようなものを書いてもらったほうがいいじゃないですか。どんなもんですか。

高西会長

まあそうした時にね、そんなことを〇〇さんは言いならんと思うけど、そんなもんどこに取り決めがあるだなんて言われた時にはね、ただ事務局もこれは、最終的には許可はいつ頃出るだ。まあ農業会議のあれは通ると思うけども。

4番（田邊委員）

今のあれはね、地元としてね、地元としてその迷惑を掛けんっていうことを自治会なんなりで出してもらっておけば、農業委員会としては、関係ない。

高西会長

それでね、今日は木曜日かいな、ああ月曜日か。そうしますと、9日と言ったかな。そうすれば10日過ぎにでも、ちょっと自治会長のところにどうなかったかって様子を聞いてみるようにして、結局ね、一番大変なのはね、臭いとハエですわ。これがひどいけん。

議長（松林委員）

担い手機構は牛を飼うということを知っているわけか。

事務局（宅和係長）

知っています。

議長（松林委員）

それなら、担い手機構が知っているなら、担い手機構が世話するのだから、農業委員会が言い悪い言うことないがん。

事務局（宅和係長）

すいません、ちょっと補足させてください。担い手育成機構は〇〇さんに土地を3年間貸し出します。ですから3年間は機構もこの事業にからんでいくということでもあります。また米子市の利用集積計画の利用権設定ですので、利用権設定をしている期間は何かトラブルがあれば米子市が間に入るようになっておりますので、何かトラブルがあった時は、農林課か担い手機構が対処はするということになります。

議長（松林委員）

それなら心配したことも色々あるけど、ちゃんと入ってやっておれば、3年間で色々様子が分かるから。その時はその時の話がある。どうしようもない、先のこと心配したって。このままでいきましょうや。色んなご意見が出たけど、最終的に担い手機構とか3年間でも間に入るということが出ているそうですので、それを信じていきたいと思っておりますので、異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということでございまして、決定させていただきます。

そうしましたら26ページの利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、番号12-1から29ページ、番号12-14までを一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明します。

26ページ番号12-1から12-2は、賃貸借により5年間、中間管理権を取得するものでございます。

番号12-3から28ページ番号12-11までは、賃貸借により10年間、農地中間管理権を取得するものでございます。

29ページ番号12-12から番号12-14は、使用貸借により10年間、農地中間管理権を取得するものでございます。なお、今月の中間管理権を取得しようとする農地のうち、番号12-8は研修用の圃場として利用するため、機構が直接利用する予定です。その他の農地につきましては、全て借受予定者がおられます。

以上、番号12-1から番号12-14まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、これにつきましてご質問等がございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようですので、採決したいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、32ページ 所有権移転各筆明細について、番号12-1から12-3を一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼します。所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

32ページ、番号12-1は譲受人の希望で、農地を売買により取得しようとするものでございます。取得後の経営面積は83aとなります。

番号12-2は譲受人の希望で、農地を売買により取得しようとするものでございます。取得後の経営面積は115aとなります。

番号12-3でございますが、現在この方は県の農業農村担い手育成機構から農地を借りて、ハウスで野菜を栽培し、土地を同機構から売買により取得しようとするものでございます。取得後の経営面積は30aとなります。尚、譲受人はハウスでの集約的な野菜栽培を事業としておりますため、下限面積の適用はございません。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議お願いします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

ないようですので、採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定といたします。

次に、34ページの議案第42号をお願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、別紙、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。35ページ番号1から35ページ番号4について、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

はい。失礼します。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者の選定理由を説明いたします。まず番号1ですが、新規就農

者であるため、優先的に配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は106aでございます。

番号2は近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとする者がいないために、配分をしようとするものでございます。配分後の経営面積は184aでございます。

番号3は近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとする者がいないために、配分をしようとするものでございます。配分後の経営面積は249aでございます。

番号4は近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとする者がいないために、配分をしようとするものでございます。配分後の経営面積は483aでございます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局からのご説明いただきました。これにつきましてご意見等がございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようですので採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、適当である旨を回答いたします。

続きまして、36ページ、番号5を審議いたします。審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である泉委員の退席を求めます。

（泉委員退席）

そういたしますと、36ページ、番号5について事務局説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。番号5は近隣圃場の耕作者であり、配分をしようとするものでございます。配分後の経営面積は296aでございます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

お聞きのとおり、今、事務局からのご説明がありましたが、これにつきましてご質問等がございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようですので、採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

泉さん入ってください。よろしく申し上げます。

(泉委員着席)

続きまして、36ページ番号6から37ページ番号10までを一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和係長）

はい。

番号6は新規就農者のため、優先的に配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は393aでございます。

番号7は近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとする者がいないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は1,019aでございます。

番号8は近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとする者がいないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は170aでございます。

番号9は近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとする者がいないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は3,765aでございます。

番号10は近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとする者がいないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は263aでございます。

選定理由については以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局から説明いただきましたが、これについてご質問等がございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ないようですので、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

審議事項は以上でございます。続いて報告事項に移ります。40ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号28と29の2件を受理しております。

続きまして、41ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号51から42ページ番号58までの8件を受理しております。

続きまして、43ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号61から番号64までの4件を受理しております。

続きまして、44ページ、(4)非農地現況証明について、番号23から番号26までの4件を証明しています。

続きまして、45ページ、(5)農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局米子支局からの地目変更登記申請に係る照会に対し、3件を非農地である旨の、また鳥取地方裁判所米子支部からの農地等の現況に係る照会に対し、2件を非農地である旨の回答をしております。

続きまして、50ページ、(6)農地転用現況確認書交付について、番号41から番号43までの3件を交付しています。

続きまして、会長に、県農業会議会議員の事務報告をお願いします。

高西会長

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

議長(松林委員)

審議は以上でございますが、事務局のほうから何か連絡事項があればお願いします。

事務局(宅和係長)

(事務連絡)

議長(松林委員)

そうしましたらこれを持ちまして、今年度最後ということで、第129回農地部会を終了させていただきます。皆さん良いお年を迎えていただきますお願いしまして終わります。ありがとうございました。

閉 会 午後4時37分